

京丹後市中小企業緊急雇用調整助成金 交付対象確認フローチャート

【スタート】

Q1 国の「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」（以下「国の助成金」という。）の支給決定を受けましたか？

いいえ

はい

【対象外】

休業等を実施された場合は国の助成金の申請について、まずハローワーク峰山（0772-62-8609）にご確認ください。

Q2 国の助成金の支給決定通知は京都労働局から受けたものですか？

いいえ

はい

【対象外】

Q3 中小企業者（※1）に該当しますか？

いいえ

はい

【対象外】

Q4 国の助成金の支給対象となる休業は、R2年4月1日～R3年12月31日（※2）までに行ったものですか？

いいえ

はい

【対象外】

Q5 国の助成金の助成率は4/5または9/10ですか？

いいえ

はい

Q6 基準賃金額が国の上限を超えていますか？

いいえ

はい

【対象外】

市助成金の交付対象となる可能性があります

（※1）次に該当する中小企業

- 卸売業
資本金1億円以下又は従業員100人以下
- サービス業
資本金5,000万円以下又は従業員100人以下
- 小売業
資本金5,000万円以下又は従業員50人以下
- その他の業種
資本金3億円以下又は従業員300人以下

※NPO法人、社会福祉法人、公益社団(財団)法人、一般社団(財団)法人等、国の支給決定を受けている場合でも、「中小企業者」に該当しない場合は、市助成金の対象外となります。

（※2）国の特例措置延長に伴い変更あり

市HPで詳細や申請書等ご確認の上、下記までご提出をお願いいたします。
なお、ご不明点等ございましたら、お気軽にお問合せください。

【お問い合わせ先】

京丹後市役所 商工観光部商工振興課（網野町網野385-15・ぽーと2階）
☎：0772-69-0440